

半田市告示第十号

半田市建築計画概要書閲覧規程（昭和五十八年半田市告示第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月三十日

半田市長 久世 孝宏

第三条第一項中「午前八時三十分から正午まで及び午後一時から五時十五分まで」を「午前九時から午後四時まで」に改める。

「」の告示は、令和八年一月一日から施行する。

附 則